

# 平成31年度 福祉タクシー利用券の交付申請

## ◇対象者

- ◆市内在宅の障がいがある方で、身体障害者手帳 1 級～2 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証の交付を受けている方が対象者です。
- ◆申請には、上記いずれかの障害者手帳または受給者証、印鑑が必要です。
- ◆申請されますと、タクシーの初乗り料金(640 円)を助成する利用券を月 4 枚(来年 3 月分まで一括して 48 枚つづり)交付します。
- ◆じん臓機能障害 1 級の方には、月 6 枚(72 枚つづり)を交付します。

## ◇申請窓口

- ・福祉事務所 福祉係 Tel75-4961  
(市役所西別館)
- ・浮羽市民課 Tel77-2112  
(うきは市民センター2 階)



※市と契約したタクシー会社(光タクシー、浮羽交通、朝田タクシー)のみご利用いただけます。  
※おひとりさま一年度に 1 回限りの申請となります。2 回以上の申請はできませんので、ご注意ください。

## ●問合せ

福祉事務所 福祉係 Tel75-4961

## 65 歳以上・温泉施設の入浴料金を一部補助

### ふれあい入浴補助券

65 歳以上の方の外出の機会を増やし、高齢者の社会参加の推進と温泉施設の活性化による地域振興を目的とした「ふれあい入浴補助券」制度です。

市内温泉施設(8 か所)での入浴料金を、一回の利用につき 300 円補助します。来年 3 月末まで最大 24 回利用できます。例えば、ある温泉施設の日帰り入浴料金が 700 円だとすると、入浴補助券を利用(300 円補助)すれば、支払い金額が 400 円になります。

## ◇対象者

市内在住の 65 歳以上の方(介護保険サービスを受給していない方)

※4 月以降に 65 歳になる方は、誕生月から来年 3 月までの月数に 2 枚を掛けた枚数を配布します。

## ◇申請方法

市役所開庁時間において、保健課介護・高齢者支援係(市役所西別館)または浮羽市民課(うきは市民センター2 階)で申請し、入浴補助券(24 枚つづり)を受け取ります。

## ◇必要なもの

- ・本人申請
  - ①身分証明書(運転免許証、保険証など)
- ・代理申請
  - ①利用者本人からの委任状(委任者の住所、氏名、印鑑及び代理者の住所、氏名が明記されたもの。書式は問いません。)
  - ②利用者本人の身分証明書(写しでも可)

## ◇申請受付

4 月 1 日(月)から申請受付開始

※例年、4 月上旬は申請が混みあうため、手続きにお時間いただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

## ◇利用できる温泉施設(50 音順)

(筑後川温泉)

清乃屋、桑之屋、つるき荘、

花景色、ふくせんか

(吉井温泉)

咸生閣、鶴は千年、ニュー筑水荘



## ◇利用時の注意

- ・入浴補助券は、利用の際に券面に署名し、温泉施設に提出してください。
- ・他人に譲渡することはできません。

※おひとりさま一年度に 1 回限りの申請となります。2 回以上の申請はできませんので、ご注意ください。

## ●問合せ

- ・保健課 介護・高齢者支援係  
Tel75-4960 FAX 75-4963
- ・浮羽市民課(うきは市民センター2 階)  
Tel77-2112 FAX 77-5557